

入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 11 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

大分県知事公舎樹木等管理業務委託

詳細は「大分県知事公舎樹木等管理業務委託仕様書」のとおり

(2) 対象施設

大分市荷揚町 5 番 1 5 号 大分県知事公舎

大分市荷揚町 4 8 番、4 9 番 ゆうえんかん広場

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 6 月 3 0 日（水）まで（長期継続契約）

(4) 委託期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 9 年 6 月 3 0 日（水）まで

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する条項

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格「その他サービス」業種の資格を取得している者であること
- (3) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(5) 別添「大分県知事公舎樹木等管理業務委託仕様書」の内容を令和6年7月1日から確実に履行できる者

(6) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者

システム利用できない場合は、下記「5 入札の方法」に定める手続きによること。

4 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

5 入札の方法

入札に参加する者は、事前に大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格「その他サービス」業種の資格を取得している者並びに、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。なお、紙入札での参加については下記(6)の規定によることとする。

(1) 入札参加申請期限

令和6年6月3日(月)午後5時まで

(2) 入札金額の入力期間

令和6年6月5日(水)午前10時から令和6年6月6日(木)午後5時まで

(3) 入札金額の入力等には、ICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

(4) この入札については、大分県電子入札運用基準(物品・役務)及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル(事業者機能)を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 入札金額は年額(税抜き)の金額を入力すること。

入力金額に3を乗じ、算出された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とする。なお、各年度の契約額は、契約価格を各年度の期間に応じて按分した額とする。

(6-1) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、令和6年6月3日（月）午後5時までに「紙入札（見積）参加届出書」（第2号様式）を発注者に2部提出して承認を得るものとする。

【紙入札を認める基準】

①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

②ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合

③電子入札の対応が困難であると認められる場合

④その他やむを得ない事情があると認められる場合

※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

(6-2) 紙による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。また、入札書（第5号様式）は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(6-3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

6 入札説明書等に関する質問等

(1) 質問方法

質問は、大分県知事公舎樹木等管理業務委託質問書（第3号様式）により、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで行うこととし、FAX及び電子メールの場合は必ず電話により着信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを漏れなく記入すること。

(2) 質問の提出先

下記11に示す担当部局とする。

(3) 質問の受付期間

令和6年4月5日（金）から令和6年4月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答内容については質問者以外の入札参加申請を行った者全員にも質問者名を伏せた上で令和6年4月26日（金）に電子メールで送付する。

この日以降に申請を行った者に対しては、入札参加申請書等審査結果通知の際に電子メールで送付する。紙により入札参加する者に対しては、「紙入札（見積）参加届出書」の受理日以降に送付する。

7 開札の方法

開札は、大分県共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

- (1) 開札場所 大分県総務部県有財産経営室 利活用推進班
- (2) 開札日時 令和6年6月7日（金）午前10時00分
- (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。
この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

9 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部県有財産経営室 利活用推進班
電話 097-506-2972
FAX 097-506-1830
Email : a11150@pref.oita.lg.jp

第5号様式（その5）（第25条関係）

入 札 書

¥	
委託業務名	
委託業務場所	
くじ番号	-----

大分県契約事務規則及び大分県電子入札運用基準を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名



契約担当者 殿

